

平 24 福個答申第 1 号
平成 24 年 5 月 16 日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(城南区市民部市民課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 福 山 道 義
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の訂正請求に係る訂正拒否決定処分に対する異議申立て
について (答申)

福岡市個人情報保護条例 (平成 17 年福岡市条例第 103 号) 第 49 条第 2 項の規定に基づき、平成 23 年 5 月 18 日付け城区市第 133 号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 62 号

「住居表示台帳『福岡市城南区●●○丁目▲番△号』建物の世帯主名『■●□□』
の訂正拒否決定処分に対する異議申立て

答 申

1 審議会の結論

城南区市民部市民課が保有する住居表示台帳に記録された、異議申立人が居住する建物の世帯主名に関する保有個人情報（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った訂正拒否決定処分は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った、本件個人情報に係る平成 23 年 3 月 23 日付けの訂正拒否決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

① 平成 23 年 2 月 24 日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号。以下「条例」という。）第 33 条第 1 項の規定に基づき、訂正を求める内容が事実であることを説明する資料として、以下のアからクまでの資料を提出し、本件個人情報を氏名「■■□□」から氏「■■」に訂正するよう請求を行った。

ア 住宅都市局都市計画部都市計画課から取得した平成元年空中撮影の写し

イ 平成 17 年 11 月 18 日に城南区総務部市民課から取得した住居表示台帳の写し

ウ 平成 18 年 1 月 4 日に市民局総務部区政課から取得した住居表示台帳の写し

エ 平成 20 年 12 月 4 日に取得した住居表示台帳の写し

オ 平成 22 年 11 月 26 日付け保有個人情報一部開示決定の住居表示台帳（使用開始年月：平成 5 年 3 月）の写し

カ 平成 22 年 11 月 26 日付け保有個人情報一部開示決定の住居表示台帳（紙ベース：使用開始年月／平成 17 年 3 月）の写し

キ 平成 22 年 11 月 26 日付け保有個人情報一部開示決定の住居表示台帳（電算機端末出図：使用開始年月／平成 17 年 3 月）の写し

ク 財団法人道路管理センターが管理する図面の写し

② 平成 23 年 3 月 23 日、実施機関は、本件個人情報は誤りではないため訂正請求には理由がないとして本件処分を行い、その旨を異議申立人に通知した。

③ 平成 23 年 4 月 22 日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書、反論意見書及び平成 24 年 2 月 15 日の当審議会不服

申立て部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 住居表示台帳の世帯主名の表示について、実施機関の弁明意見書は、職員の裁量に任されているような書きぶりだが、氏で表示するように取り決められており、実際に異議申立人の家と異議申立人の兄の家以外は氏で表示されていることから、異議申立人の家を氏名で表示していることは、取り決めを破っている。また、職員の裁量ならば、市民が氏名から氏への訂正を求めれば、躊躇せずに訂正すべきである。
- ② 実施機関から受け取った住居表示台帳記載内容変更届書には、「住居表示の建物の世帯主名は本来、氏のみで表示される」と記載されていることから、氏のみで表示されるべきである。
- ③ 異議申立人は、保有個人情報訂正請求書の「訂正請求に係る保有個人情報の内容」欄に「■■□□を■■に訂正」と記載して訂正請求したが、実施機関は、保有個人情報訂正拒否決定通知書の「訂正請求に係る保有個人情報の内容」欄に「■■□□」と記載し、あたかも氏名の誤記の訂正請求であるかのように書き換えた。
- ④ 保有個人情報訂正拒否決定通知書の「保有個人情報の訂正をしない理由」欄の記載内容は、異議申立人が訂正請求の理由として提出した書類への言及が一切なく、訂正をしない理由が述べられていない。条例第 39 条に違反している。
- ⑤ 本件個人情報の訂正・非訂正を行う事務担当課が間違っている。訂正に係る決裁処理を行う市民局総務部区政課が事務担当課になるべきである。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成 24 年 1 月 25 日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 住居表示台帳は、住居表示実施地区内における建物の位置関係及び住居番号を記載した図面であり、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）により、住居表示を実施した区域について、市町村に設置が義務づけられている。また、関係人から請求があったときは、閲覧させなければならないこととなっている。
- ② 福岡市では、街区方式による住居表示の実施基準（昭和 38 年 7 月自治省告示第 117 号）に基づき、住居表示台帳には、新町名、街区符号、基礎番号、住居表示を必要とする建物及び主要な出入口並びに道路までの通路及び門の位置を記載し、隣接の街区の境界線及び街区符号等を記入することとなっている。また、これに加えて、建物の居住者の世帯主の氏又は氏名も記載することとしている。
- ③ 建物の居住者の世帯主の氏又は氏名のどちらを記載するかについては、特に定

めていない。一般的に氏のみ記載が多いのは確かであるが、近隣に同じ氏の世帯がある場合や郵便物の誤配のおそれがある場合は氏名を記載することもあり、氏名を記載すること自体は誤りではない。

- ④ 以上のことから、異議申立人の主張のように、氏名が記載されていることをもって、保有個人情報の内容が事実でない場合であるとはいえず、異議申立人の主張には理由がない。
- ⑤ なお、異議申立人から本件個人情報の訂正請求がなされる前に、氏名から氏に訂正するよう求められ、住居表示台帳記載内容変更届書を提出すれば変更を行う旨の説明を行っている。しかし、条例第 33 条の規定のとおり、保有個人情報の訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でない場合に訂正を請求することができる制度であり、本件個人情報については、内容が事実でない場合であるとはいえず、訂正拒否としている。
- ⑥ また、事務担当課が城南区市民部市民課ではなく市民局総務部区政課であるという異議申立人の主張については、住居表示台帳は、各区市民課で作成、保有し、その訂正・修正の権限は各区市民課にあるため、訂正請求の訂正・非訂正の決定を行う事務担当課は、城南区市民部市民課である。

4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報について

- ① 本件個人情報は、実施機関が住居表示を実施した区域について、作成し、保有している、異議申立人が居住する建物の世帯主名が記録された住居表示台帳である。
- ② 住居表示は、住居表示に関する法律（以下「法」という。）に基づき、住居を合理的にわかりやすく表示する制度であり、法第 9 条の規定により、市町村は、住居表示を実施した区域について、当該区域の住居表示台帳を備えなければならないとされている。
- ③ 福岡市では、街区方式による住居表示の実施基準、福岡市住居表示実施要綱及び福岡市住居表示維持管理要領（以下「実施基準等」という。）の定めに従って、各区市民課が住居表示台帳を作成し保有している。
- ④ 住居表示台帳の作成に関して、福岡市住居表示実施要綱は、法第 9 条の規定による住居表示台帳について、原則として付近の状況が解るように数街区ごとに作成すること、新町名、街区符号、基礎番号、住居表示を必要とする建物及び主要な出入り口並びに道路までの通路及び門の位置を記載し、隣接の街区の境界線及び街区符号等を記入することなどを定めている。

(2) 本件個人情報の訂正・非訂正の決定について

- ① 保有個人情報の訂正請求は、個人情報の正確性の確保に関する規律の実効性を担保するためのものであり、誤った個人情報が利用され、本人が不測の権利利益の侵害を被ることを未然に防止するための重要な制度であり、条例第 33 条第 1 項において、何人も自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を求める内容が事実であることを説明する資料を提示して、訂正を請求することができる定められている。
- ② また、条例第 35 条において、実施機関は、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないと定められている。
- ③ 訂正は、保有個人情報の内容が事実でない場合に行われるものであり、訂正請求の対象は、客観的な事実、例えば、住所、氏名、性別、生年月日等、その性質上正しいかどうかを客観的に判断することができる情報をいい、主観的要素を含む評価・判断には及ばない。また、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正をする義務はない。
- ④ 実施機関が保有する住居表示台帳に記録された、●●○丁目▲番△号の建物については、異議申立人が居住し、世帯主の氏名が■□□であることは異議申立人も否定しておらず、本件個人情報の内容は事実であると認められる。
- ⑤ 異議申立人は、●●○丁目▲番△号の建物の世帯主の表示について、氏名から氏に訂正するよう請求しているが、法及び実施基準等には、氏のみを記載しなければならない旨の規定はなく、近隣に同じ氏の世帯がある場合や郵便物の誤配のおそれがある場合は氏名を記載することもあるという実施機関の主張には合理的な理由があると認められる。
- ⑥ 異議申立人は、保有個人情報訂正拒否決定通知書の「訂正請求に係る保有個人情報の内容」欄の記載内容について、異議申立人の請求内容が正しく記載されていないと主張するが、ここでは、訂正請求の対象情報の内容を記載すれば足りるのであって誤りではない。さらに、「保有個人情報の訂正をしない理由」欄に訂正をしない理由が述べられていないと主張するが、実施機関は「住居表示台帳に記載する世帯主名については、特に規定は無く、氏のみ記載が一般的ではあるが、氏名を記載することは誤りではないため、請求者の主張には理由がない。」と、請求内容を要約した上で理由を簡潔に記載していることから、訂正をしない理由が示されていると認められる。
- ⑦ 以上のことから、本件個人情報については、条例第 35 条に規定する保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められず、実施機関が本件個人情報について行った訂正拒否決定処分は妥当である。

⑧ なお、異議申立人は、その他にも種々主張するが、当審議会の上記判断を左右するものではない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成23年 5 月 18 日	実施機関から諮問
平成23年 6 月 21 日	実施機関から弁明意見書を受理
平成23年 7 月 14 日	異議申立人から反論意見書を受理
平成24年 1 月 25 日 (第117回不服申立て部会)	実施機関から意見聴取及び審議
平成24年 2 月 15 日 (第118回不服申立て部会)	異議申立人から意見聴取及び審議
平成24年 3 月 13 日 (第119回不服申立て部会)	審議
平成24年 4 月 18 日 (第120回不服申立て部会)	審議